

各 部 長  
各種委員会事務局長  
議 会 事 務 局 長  
各 部 局 長 様  
各 地 方 部 局 長  
教 育 長  
警 察 本 部 長

総務部長

### 特定関係にある資格者同士の入札参加について

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）がある場合には、公正な入札の執行の観点等から清掃等の委託業務の同一入札への参加について一定の制限をする必要があることから、次のとおり取扱いを定め、令和 3 年 1 月 25 日以後に公告を行う委託業務から適用することとしたので事務処理を適切に行って下さい。

#### 記

#### 1 基準に該当する場合の取扱い

庁舎等清掃・庁舎等警備・庁舎等消防設備保守点検・ボイラー等運転操作業務の委託契約に係る一般競争入札により実施する入札において、2に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者のした入札は、「入札に関する条件に違反した入札」として、競争入札心得（競争入札標準様式（平成 16 年 4 月 1 日付け局総第 11509 号出納局長通達「一般競争入札及び指名競争入札の執行に係る様式の制定について」）第 5 号様式をいう。以下同じ。）第 7 条第 12 号に基づき、無効とする。

#### 2 基準

##### (1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### (2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等

である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合

### 3 公告等への記載

- (1) 入札参加する者に必要な資格、応募に必要な要件として基準に該当しない者であることを、入札の公告及び入札説明書に明示するものとする。  
(2) 基準に該当する者とした入札は無効とする旨を、入札の公告等に明示するものとする。

### 4 特定関係の確認

特定関係の確認等については、次により取り扱うものとする。

- (1) 支出負担行為担当者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書等の添付書類として別紙様式を入札に参加しようとする者から提出させ、審査時において特定関係にある者が同一入札に申請書を提出していないか確認を行うこと。  
(2) 同一入札に特定関係にある資格者が申請書を提出している場合は、特定関係にある資格者全員を入札参加資格者としなないこと。  
(3) 支出負担行為担当者は、(2)の結果を踏まえて、入札参加資格者を決定するものとする。  
(4) 入札参加資格者の決定後、入札参加資格者同士が新たに特定関係者となった場合等、基準に該当する事実が判明した場合は、当該入札参加資格者の資格を取り消すこと。

### 5 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通知を遵守する目的で入札参加資格申請を取り下げる者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条第2項には該当しない。